

平成 22 年度支部・会員グループ支援（企画助成）実施要領

1. 概要

多摩美術大学校友会（以下「校友会」という）の目的を遵守した支部ならびに会員のグループによる芸術文化活動を広く社会にむけて行う企画に対し、今年度は以下を対象に経費の一部を助成します。

2. 資格

校友会支部の他、以下の要件を満たす多摩美術大学校友会会員で構成される団体

①団体代表者は正会員であること

②団体構成員は 5 名以上（校友会会員外の構成員が含まれる支部・団体が応募する場合は、校友会会員が 5 名以上）

なお、次に該当する場合は助成の対象となりません。

1・団体が営利団体である場合

2・団体の構成員（会員）が特定の営利団体を母体とする場合

3・その他、通常の芸術発表活動等に照らして審査した結果、助成が不相当と判断された場合

3. 対象となる企画

以下に該当する広く社会一般を対象とした「芸術文化の発展に寄与する」事業・企画

①展覧会・セミナー・講演会、ワークショップ、発表会、出版・映像（CD、DVD 等の電子媒体を含む）、パフォーマンス・舞台、その他、校友会会員の創作による芸術発表活動

②2010（平成 22）年度に実施される企画

（2010（平成 22）年 4 月 1 日～2011（平成 23）年 3 月 31 日までに実施されるもの）

4. 助成の対象となる経費

①展覧会、セミナー、講演会、発表会、舞台芸術などの企画

会場費、設営費、搬出入費、講師謝金、広報費

（DM、ポスター、チラシなど制作費・送料・通信費含む）

②ワークショップ、出版、映像活動などの企画

上記①に加え、実施企画で使用される材料費、制作費（機器・機材などの購入費はのぞく）

印刷費、編集費（組版、データ製作・出力費用など）、用紙代、電子媒体代

（執筆者、編集者の謝金は除く）

※助成の対象とならない経費

飲食費、交通費、オープニングパーティや出版パーティなどの開催費用、その他企画発表に直接係わらないとみなされる費用

5. 助成金額

総額 170 万円。対象となる経費に対して、以下算出方法で申請を行う。

①助成の対象となる企画に参加する支部会員、構成員のうち正会員数に、ひとりあたり 1 万円を乗じた金額

②経費総額の 30%

上記、①、②のいずれか低い金額（ただし上限を 30 万円とする）

※備考：申請金額の総計が予算額を超えた場合は総計額に対する各位申請額の割合で予算を按分します。

6. 選考方法

受理した助成申請については当校友会の選考委員会での選考を経て、助成の可否（採否）を決定します。選考における基準は申請書類記載事項により資格・対象要件、および妥当性に重点を置きます。

7. 手続き方法

助成を申請する場合は、当校友会が定める所定の申請書に必要事項をもれなく記載し、校友会事務局に提出して下さい。

申請書の他に、下記にあげる書類を送付する必要があります。

・成果報告書（出品目録・DM・ポスターなど）（形式自由・送付困難なものは写真・縮小コピーも可）

・実施企画の写真

・決算報告内容を証明する物（領収書・コピー可能）

助成の申請にあたって虚偽の記載が判明した場合、企画の全部または一部が実施に至らなかった場合、および助成金の使途に不正があった場合は申請を無効とし、助成金全額を返還するものとします。

- ①申請時提出書類
 - ・申請書（指定書式）
 - ・実施計画書（活動内容がわかる書類）
 - ・予算計画書（指定書式）
- ②企画実施（終了）後提出書類（申請時に企画が実施済みであれば申請時に一括提出）
 - ・報告書
 - ・収支報告書（領収証の写しなどを含む）

8. 申請受付期間

平成 23 年 1 月 5 日～平成 23 年 2 月 15 日

（郵送または持参により必着。海外からの郵送の場合は当日消印有効、発送の旨は校友会事務局までメール等でお知らせください。）

9. 助成決定

発表は平成 23 年 3 月 29 日に当校友会ホームページで行います。（採用団体名のみ発表）

助成の可否（採否）については書面をもって申請者に通知いたします。

なお、可否（採否）の理由についてのご照会には一切回答できませんので予めご了承ください。

10. 助成金の支給

発表通知書に添付された「請求書」に所定事項を記入し申請者捺印の上校友会事務局に返送して下さい。

受理後 10 日以内に申請者名義の銀行口座への送金によって行います。

（発表通知時点で未完了の企画については、「7.手続き方法②」の提出書類を審査後、上記手続きにより助成金を支給します。）

11. その他

- 1・助成金受給者の団体および個人情報、原則として当校友会限りとするものの、当校友会の事業報告および事業案内に限り、必要な情報を公表できることについて同意していただくものとします。
- 2・企画発表にあたっては「当校友会の助成を受けた」旨の表示は必要ありません。
- 3・本企画に関するお問い合わせは、メールまたは FAX にて校友会事務局で 12 月 20 日まで受け付けます。お問合せに対する回答は 12 月 25 日に校友会ホームページで公開します。回答内容は、本企画実施要領の一部として扱うものとします。